

建物共済

共済目的

建物・家具類・小農器具

加入

・火災共済と総合共済があります。



加入資格

- ・組合管内に住む農家が加入できます。
- ・所有している建物、または管理している建物
- ・加入する建物に収容されている家具類及び小農器具

共済責任期間

共済掛金の払い込みを受けた日の午後4時から1年間となります。

共済金額（補償額）

家具類等を含めて1棟ごとに

火災共済→4,000万円
総合共済→2,000万円 } 合計6,000万円まで加入できます。

共済掛金

共済の種類、建物の用途や構造別に、次のようになっています

種類	共済金額	普通物件	特殊一般物件	特殊割増物件
		住宅・アパート・農作業場・物置・集会場・畜舎	併用住宅（店舗付住宅）、店舗・医院・旅館・神社・保育所	加工場・製材所・飲食店
火災共済	100万円	(円) 1,350	(円) 2,170	(円) 4,070
	500万円	6,750	10,850	20,350
	1,000万円	13,500	21,700	40,700
	4,000万円	54,000	86,800	
総合共済	100万円	3,520	4,210	5,820
	500万円	17,600	21,050	29,100
	1,000万円	35,200	42,100	58,200
	2,000万円	70,400	84,200	

共済事故

火災共済	火災、落雷、破裂・爆発、建物外部からの物体の落下・飛来・衝突、給排水設備の事故による水ぬれ、盗難によるき損・汚損、車両の飛び込みや接触。
総合共済	火災共済の対象災害のほかに風水害・雪害などの自然災害、地震での倒壊など（共済金額の30%まで補償）。

共済金

損害共済金＋各種費用共済金

[損害共済金]

$$\text{(火災共済の対象災害) 損害共済金} = \left(\text{損害額} \times \frac{\text{共済金額}}{\text{共済価額} \times 80\%} \right)$$

$$\text{(自然災害の対象災害) 損害共済金} = \left(\text{損害額} - \frac{\text{共済金額の5\%または1万円のいずれか少ない額}}{\text{共済金額}} \right) \times \frac{\text{共済金額}}{\text{共済価額}}$$

[例] ※火災事故による支払例

全焼の場合 共済価額 3,000 万円 加入金額 2,000 万円

$$3,000 \text{ 万円} \times \left(\frac{2,000 \text{ 万円}}{3,000 \text{ 万円}} \right) = 2,000 \text{ 万円 (共済金額まで)}$$

半焼の場合 共済価額 3,000 万円 加入金額 2,000 万円

損害額 1,000 万円

$$1,000 \text{ 万円} \times \left(\frac{2,000 \text{ 万円}}{3,000 \text{ 万円} \times 80\%} \right) \doteq 833 \text{ 万円}$$

※全焼・半焼とも損害共済金に各種費用共済金をプラスされます。

[例] ※自然災害事故による支払例

積雪による損害 共済価額 1,000 万円 加入金額 100 万円

損害額 50 万円

$$(50 \text{ 万円} - 1 \text{ 万円}) \times \left(\frac{100 \text{ 万円}}{1,000 \text{ 万円}} \right) = 4.9 \text{ 万円}$$

各種費用共済金

特別費用共済金	全焼（全損）となった場合、緊急の諸費用を補うために共済金額の10%をお支払いします。200万円限度（自然災害の事故は除きます。）
損害防止費用共済金	火災の延焼防止・軽減のために消火活動に要した費用に対してお支払いします。
残存物取片付け費用共済金	共済事故で共済金が支払われる場合、その残存物等の取壊し、取片付けに要した費用について損害共済金の10%を限度とし、お支払いします。
地震火災費用共済金	地震等で火災により、半焼以上の被害を受けた時、共済金額の5%をお支払いします。
失火見舞費用共済金	加入者が火元となり第三者が所有するものに焼損、汚損を被った場合、1世帯20万円（1事故：共済金額の20%限度）を加入者へお支払します。